

### 職員の懲戒処分について

1. 被処分者 名古屋放送局 中央営業センター職員 (男性・37歳)
2. 処分内容 懲戒免職
3. 処分決定日 平成29年12月21日 (発令は12月28日の予定)
4. 事案の概要 被処分者は、去年10月からことし12月にかけて訪問集金により受け取った受信料21件分、58万円余りを着服していました。収納の際、訪問先に領収証を発行していましたが、その後システムから発行履歴を消去し、協会には入金せず、報告もしていませんでした。職員としてあるまじき行為であり、厳しく対処しました。本人は、すでに全額を弁済しています。

この件につき、上司7人を本日付で処分しました。(管理・監督責任)

- ▽名古屋放送局中央営業センター長 出勤停止3日
- ▽名古屋放送局中央営業センター副部長2人 出勤停止1日
- ▽名古屋放送局長ら2人 訓告
- ▽本部・営業局長ら2人 訓告

なお、担当役員が報酬を一部自主返納することとしました。

理事 松原洋一 10%1か月

### 【NHKコメント】

公共放送の職員として言語道断であり、厳しく対処しました。視聴者の皆さまに深くお詫びするとともに、業務管理を一層徹底してまいります。

## 今回の事案を受けた再発防止策

### ① 営業用管理システムの改修

営業職員による管理システムの情報入力を制限し、職員が収納業務を行った場合は、職員自らが情報や記録を修正できないようシステムを改修する。(平成30年1月～)

また、報告書の未提出を管理職がチェックできるようにシステムを改修する。(平成30年2月～)

### ② 情報処理業務のフローの見直し

営業職員の契約・収納業務に関する情報処理の過程で、システム上に警告が出た場合は、複数の管理職が確認することにする。

(平成29年12月～)

### ③ 領収証取消しデータの管理強化

営業職員による領収証取消しデータを本部で把握したうえで、各局の営業部や営業センターで行っている領収証の現物確認の結果を、毎月本部に報告させ、チェックする仕組みを導入する。(平成29年12月～)

### ④ 営業職員に対する再教育の徹底

営業職員に対し、日常の業務管理や規約・規程の順守を徹底するため、研修や職場討議を早急に実施する。(平成30年1月～)

以上